

障害福祉サービス事業所等の運営上の 留意点について(報酬改定含む)

共同生活援助(グループホーム)

群馬県健康福祉部 障害政策課



令和3年度報酬改定の主な内容

- 重度化・高齢化を見込んだ報酬等の見直し
- 感染症や災害への対応力の強化
- 障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用
- 障害者虐待防止の更なる推進
- 身体拘束等の適正化の推進
- 人員基準における両立支援への配慮等



重度化・高齢化を見込んだ報酬等の見直し

- 重度障害者支援加算の対象者の拡充
- 医療的ケアが必要な利用者への支援の評価
- 強度行動障害を有する者の受け入れを促進するための体験利用の評価
- 夜間支援等体制加算の見直し
- 医療連携体制加算の見直し
- 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（令和6年3月末まで）



重度障害者支援加算の対象者の拡充

重度障害者支援加算に、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

重度障害者支援加算（Ⅱ） 180単位/日

以下の①から③のいずれにも該当する事業所において、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者に対して支援を行った場合に、1日につき加算。

※重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定される場合は算定しない。

- ① 指定基準に定める員数に加えて支援に必要な生活支援員を加配
- ② サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者
 - ・強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
 - ・行動援護従業者養成研修
- ③ 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者
 - ・強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
 - ・行動援護従業者養成研修



医療的ケアが必要な利用者への支援の評価

医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

医療的ケア対応支援加算 120単位/日

指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要な者に対して指定共同生活援助等を行った場合に加算する。

※重度障害者支援加算（I）又は医療連携体制加算が算定される場合は算定しない。

※看護職員配置加算との併給可



強度行動障害を有する者の受け入れを促進するための体験利用の評価

強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合、そのために必要な人員を配置している事業所に対する加算。

強度行動障害者体験利用加算 400単位/日

以下の①から③のいずれにも該当する事業所において、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者に対して支援を行った場合に、1日につき加算。

※重度障害者支援加算（I）が算定される場合は算定しない。

- ① 指定基準に定める員数に加えて支援に必要な生活支援員を加配
- ② サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者
 - ・強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
 - ・行動援護従業者養成研修
- ③ 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者
 - ・強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
 - ・行動援護従業者養成研修



夜間支援等体制加算の見直し

- ・ 入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直す。
（加算（I））
- ・ 支援対象者の人数が1人増えるごとに加算の単位数を設定する。
- ・ 手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に評価する加算を創設する。
（夜間支援等体制加算IV～VI）



夜間支援等体制加算の見直し

夜間支援等体制加算（I）を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜間支援従事者を加配する体制を確保している場合に算定

夜間支援等体制加算Ⅳ 30～60単位/日
事業所単位で夜勤職員を加配

夜間支援等体制加算Ⅴ 15～30単位/日
事業所単位で夜間の一部の時間に夜勤職員を加配

夜間支援等体制加算Ⅵ 15～30単位/日
事業所単位で宿直職員を加配



医療連携体制加算の見直し

- ・ 医療的ケアの要否に応じて評価を行うよう見直し
- ・ 看護師 1 人につき算定できる利用者数の上限（20名まで）を設けるよう見直し
- ・ 加算の新設に伴い、従前のⅢがⅤ、ⅣがⅥ、ⅤがⅦに名称変更

医療連携体制加算Ⅰ 32単位/日

医療的ケアを必要としない利用者への看護の提供時間が1時間未満

医療連携体制加算Ⅱ 63単位/日

医療的ケアを必要としない利用者への看護の提供時間が1時間以上2時間未満

医療連携体制加算Ⅲ 125単位/日

医療的ケアを必要としない利用者への看護の提供時間が2時間以上

医療連携体制加算Ⅳ 400～800単位/日

医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合



感染症や災害への対応力の強化

感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

(1) 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務

運営基準において、次の事項を義務化（経過措置3年：令和6年度から義務）
委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施

(2) 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

運営基準において、次の事項義務化（経過措置3年：令和6年度から義務）
業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練を実施

(3) 地域と連携した災害対策の推進

訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める



障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用

障害福祉現場の業務効率化を図るため、身体的接触を伴わない、必ずしも対面で提供する必要のない支援は、テレビ電話装置等を用いた支援が可能となった。

- ・ 感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会
- ・ 身体拘束等の適正化のための対策検討委員会
- ・ 虐待防止のための対策検討委員会
- ・ 個別支援計画作成等に係る担当者等会議



障害者虐待防止のさらなる推進

障害者虐待防止を図るため、運営基準に以下の事項を義務化する。

(令和4年度より義務化。※令和3年度は努力義務)

- ・虐待防止委員会の設置
- ・従業者への研修の実施
- ・虐待の防止等のための責任者の設置の義務化

〈現行〉

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

〈見直し後〉

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）



身体拘束等の適正化の推進

- ・身体拘束等の適正化の更なる推進を図るため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

運営基準（②～④追加）

- ① 身体拘束等を行う場合の記録作成すること。
 - ② 身体拘束等適正化のための検討委員会を定期開催し、検討結果の周知徹底を図ること。
 - ③ 身体拘束等適正化のための指針の整備すること。
 - ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- ※ ②～④については、令和3年4月から努力義務化、令和4年4月から義務化

身体拘束廃止未実施減算 ▲5単位/日

運営基準の①～④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

※ ②～④については令和5年4月から適用



人員基準における両立支援への配慮等

(1) 常勤要件及び常勤換算要件の一部緩和

- ① 育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する職員
週30時間以上の勤務で → 常勤扱い
常勤換算「1」扱い
- ② 基準上「常勤」配置が求められる職員が産前産後休業、育児・介護休業等を取得
→同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで対応可能

(2) 適切な職場環境維持（ハラスメント対策）の措置

運営基準において、ハラスメント対策を義務化（令和3年4月から義務化）



届出書等の提出について

(1) 運営内容変更事前協議書（指定内容の変更）

次の事項を変更する場合は、事前協議が必要となるため、変更予定日以前に「運営内容変更事前協議書」を提出。

- ① 事業所の名称
- ② 事業所の所在地
- ③ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- ④ 運営規程（入居定員に係るもの ※住居の追加・廃止等も含む）

※ ②～④については、現地確認を実施するため、原則変更予定日の1ヶ月前までに提出すること



届出書等の提出について

(2) 廃止・休止・再開届出書

事業を廃止・休止・再開する場合は、予定日の1ヶ月前までに届出書を提出。

※廃止・休止の場合は、当該事業利用者のために、連絡調整やその他の便宜の提供を行うこと。



届出書等の提出について

(3) 介護給付費等算定等に係る体制等届出書（加算等の変更）

指定権者に届出が必要な加算等に変更がある場合は、期限までに届出書を提出。

- ① **新たに算定または算定内容の変更がある場合**
算定を開始・変更する月の前月15日までに提出

- ② **加算が算定できなくなる場合**
算定不可となる事実の発生した日から速やかに提出



届出書等の提出について

(4) 現員状況報告書

毎月1日時点の利用者の状況を確認するため、毎月10日までに提出。

- ① 利用者の性別・援護市町村
- ② 家賃額
- ③ 利用者の障害支援区分
- ④ 空室



群馬県健康福祉部 障害政策課

